

## 豊田市農業振興地域保全対策協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市農業振興地域保全対策協議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 関係機関が連携して、農業振興地域内にある農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。（以下「法」という。）第3条に定める土地をいう。以下「農用地等」という。）の適正な保全を図るため、豊田市農業振興地域保全対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を執る。

- (1) 法第13条第2項に規定する農業振興地域整備計画の変更（以下「計画変更」という。）に係る情報収集に関すること。
- (2) 計画変更の申出内容に対する協議及び調整に関すること。
- (3) その他農用地等の適正な保全に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及びその他協議会委員をもって組織する。

2 協議会は豊田市の農用地等の保全に関する業務に従事する次の各号の機関等により構成する。

- (1) 愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課
- (2) 豊田土地改良区
- (3) みよし土地改良区
- (4) 明治用水土地改良区
- (5) 金山揚水土地改良区
- (6) 愛知用水土地改良区三好事務所
- (7) 藤岡土地改良区
- (8) 下山土地改良区
- (9) 旭土地改良区
- (10) あいち豊田農業協同組合営農企画課
- (11) 株式会社中甲
- (12) 農事組合法人若竹
- (13) 農事組合法人柘塚会
- (14) 農事組合法人逢妻
- (15) 有限会社はっぴー農産
- (16) 豊田市農業委員会事務局
- (17) 豊田市産業部農林振興室農地整備課
- (18) 豊田市産業部農林振興室農業振興課
- (19) 豊田市産業部農林振興室農政企画課
- (20) その他市長が指定する機関、者等

(会長及び副会長の職務)

第5条 協議会の会長は豊田市産業部農林振興室長（以下「室長」という。）、副会長は豊田市産業部農林振興室農政企画課長（以下「課長」という。）をもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 協議会委員は、第4条第2項各号に定める機関の代表者又は各機関から推薦を受けた者とする。

2 協議会委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 前項本文の規定にかかわらず、協議会委員が欠けた場合の補欠協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者会議)

第7条 協議会に、農用地等の適正な保全のための情報交換、機関連携のあり方、計画変更に係る方針等の共有などを行うため、代表者会議を置く。

2 代表者会議に座長を置き、室長をもって充てる。

3 代表者会議の会議は座長が招集し、座長が議長となる。

4 会議は公開とする。ただし、個人情報扱うときは、座長の判断により非公開とすることができる。

(実務者会議)

第8条 協議会に、計画変更の総合的な把握及び対応方針の協議並びにその他農用地等に関する諸課題の整理を行うため、実務者会議を置く。

2 実務者会議に部会長を置き、課長をもって充てる。

3 実務者会議の構成員は、協議内容に応じて協議会の構成機関の中から、部会長が選任する。また、必要に応じて、協議会に属していない機関に協力を求めることができる。

4 実務者会議の会議は部会長が招集し、豊田市産業部農林振興室農政企画課（以下「農政企画課」という。）が議事を進行する。

5 会議は公開しない。

(オブザーバー)

第9条 協議会に、専門的知見による審議に関する助言又は協力を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、次の各号の機関等のうちから会長が指名し、任期は委員の例による。

(1) 愛知県豊田警察署生活安全課

(2) 愛知県足助警察署生活安全課

(3) その他市長が指定する機関、者等

3 オブザーバーは、座長又は部会長の求めに応じて会議に出席し、専門的知見から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第10条 協議会の構成員は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
その職務を退いた場合も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、農政企画課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和2年9月1日から施行する。
- 3 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は令和5年5月1日から施行する。